陳　情　文　書　表　（平成３０年６月１１日定例会提出）

陳情第１０号
「生活保護受給」等に関する陳情書

平成３０年５月７日受理

陳情者　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
杉　尾　正　明

私は、憲法第１６条（請願権）及び地方自治法第１２４条に基づき、次の事項について陳情します。

陳情趣旨

憲法第２５条の理念に基づく生活保護法第２条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定しています。公務員（議員を含む）に対する給与や歳費・報酬等も「支給する・受ける（受給）」と規定しています。個人住民税の非課税の場合は「……障害者・未成年者・寡婦（寡夫）・生活扶助を受けている者」等と規定しています。

生活保護法に基づく「生活保護受給世帯」に対して「生活保護受給世帯」を「生活保護利用世帯」とすべき趣旨の報道（一部書籍）がされるようになりました（理由は明らかではありません）。利用という場合は「役に立つように使う場合・人を利用する……方便に使う……だしに使う場合」などもあります。

公的年金受給世帯や公的医療保険等の受診の場合に「公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯」ということは通常ありません。公的年金の受給権や公的医療保険の受診権同様に、生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっています。

どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請・決定受給しない限り、生活（生活扶助）や医療（医療扶助）は保障されません。高額な国民健康保険料（税）の負担（支払）ができず、治療がおくれ病状が重症化したり死亡する事例（我が国最大の人権侵害）からも明らかであると考えます。

陳情事項

「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等については、違和感があると考えますので、慎重な取り扱いをされたい。